

令和8年度 内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付選考採用試験
（一般職職員・専門職）
受験案内

1. 職務内容

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付では、国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態への対処に関連する重要施策などの企画及び立案並びに総合調整を行っています。

このうち、次の業務に従事する専門職の職員を募集します。

緊急事態に備えた情報収集等の業務等

- ・緊急事態発生時における勤務地への緊急参集または職員の呼集、緊急事態発生前後の情報の収集・整理・伝達等の業務
- ・各種訓練の企画、立案の業務等

2. 求める人材

- (1) 公務に対する強い関心と国民全体の奉仕者として働く熱意を有する者
- (2) 課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力を有する者
- (3) 危機管理に関する知識や実務経験を有する者
- (4) 情報保全の意識が高い者
- (5) 交替制勤務が可能である者
- (6) 緊急時対応のため勤務地の近接地に制限されている宿舎への入居が可能な者

3. 勤務地

東京都千代田区

4. 採用予定数

若干名

5. 採用予定時期

令和8年11月1日以降

※ 採用日は相談の上、決定します。

6. 応募資格

大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校を卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者で、危機管理に関する事務又はそれ

に類する事務に通算して 5 年以上従事した者

※ 次のいずれかに該当する者は、この公募に応募できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- (4) 採用予定時期までに国家公務員法第 81 条の 6 に定める定年に達する者（令和 8 年度における定年年齢は 62 歳）

7. 勤務時間・休暇

- (1) 勤務時間（交替制勤務：4 週で 155 時間勤務、8 日の週休日、土日・祝日に勤務する場合あり。）

① 09 時 30 分 ～ 18 時 15 分（休憩 1 時間含む。）

② 15 時 45 分 ～ 09 時 30 分（休憩 2 時間 15 分含む。）

※ 勤務時間は、変更される場合があります。また、必要に応じ、超過勤務や緊急時対応のための出勤があります。

- (2) 休暇

年次休暇（年 20 日（11 月 1 日採用の場合、採用の年は 3 日）。残日数は 20 日を限度として翌年に繰越し）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季・結婚・出産・忌引・ボランティア等）及び介護休暇等があります。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の両立）支援制度として、育児休業制度等があります。

8. 給与

採用時の俸給月額（基本給）は、行政職俸給表（一）初任給基準表の一般職（大卒又は高卒）区分を基礎として、採用者の職務経験年数等を踏まえた経験年数と同程度の経験年数を有する職員が受けている俸給月額を参考にしつつ、

採用される官職の職務に加え、採用者の経歴や能力等を考慮して決定します。

※ 手当として、地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、
期末・勤勉手当（ボーナス）等の適用があります。

〈モデル給与例〉

行政職（一）初任給基準表の一般職（大卒又は高卒）区分の適用を受ける場合
の俸給額（地域手当、本府省業務調整手当を含む。）

約 44 万円（年収約 750 万円）

※ 一般職の職員の給与に関する法律の改正により変動する場合があります。

9. 服務等

国家公務員法等に基づき守秘義務や兼業制限などが適用されます。

10. 選考方法

- (1) 第 1 次選考：書類選考及び小論文
- (2) 第 2 次選考：面接

11. 応募受付期間

令和 8 年 8 月 2 4 日～同年 9 月 1 0 日

12. 応募要領

- (1) 履歴書（顔写真を貼付したもの）
- (2) 職務経歴書
- (3) 小論文（以下のテーマについて、1,000～1,500 字程度で述べてください。）
〈小論文テーマ〉

我が国の危機管理において課題と考えられる点及び解決策について、自らの実務経験や専門性を踏まえて記述。

上記(1)～(3)の書類について、指定様式を使用し、PDF 形式とした上で、下記の宛先までメールにて送付してください。

13. その他

- ・ 応募の秘密については厳守いたします。
- ・ 応募書類は返却いたしませんので、ご了承ください。
- ・ 第 1 次選考の結果は、合格の場合のみ応募者にご連絡します。また第 1 次選考が合格となった方へのみ、第 2 次選考の日時、場所をご連絡いたします。
- ・ 国家公務員身分証明書としてマイナンバーカードを使用します。

【応募書類提出先】

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付 人事担当
メールアドレス：jitai-sokatsu.jinji.a8k@cas.go.jp

【お問い合わせ先】

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付 人事担当
電 話：03-5253-2111（内線 82603）
メールアドレス：jitai-sokatsu.jinji.a8k@cas.go.jp